

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住民基本台帳法の改正に伴う成人健康診査受診者に係る仮住民票情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

事業の概要

事業名	成人健康診査受診者に係る仮住民票情報
担当課	健康推進課
目的	現行成人健康診査受診者に係るサービスを適切に継続実施するため
対象者	成人健康診査を受診している外国人登録者(平成24年7月9日以降の住民票に移行しない者に限る。)
事業内容	<p>1 現在、健康推進課では、成人健康診査受診対象者（i 特定健康診査受診対象者（40歳から74歳までの新宿区国民健康保険加入者）全員、ii 40歳以上の生活保護受給者、iii 後期高齢者医療制度加入者（ii～iiiは過去3年以内の受診歴のある者に限る。）（i～iiiともに外国人住民を含む。））に対し、「健診票一斉発送データ」により、健診票の一斉発送を業務委託により行っている。</p> <p>また、健康推進課では、委託医療機関に対する成人健康診査受診者の委託料の支払い事務を行うため、情報政策課が行う次に掲げる処理を経た情報（電子及び帳票リスト）の提供を当該課より受けている。</p> <p>① 委託医療機関で実施された成人健康診査の受診結果から、成人健康診査受診者に係る情報（住民番号、成人健康診査の内容、受診した委託医療機関等）について、電子データ化処理を行う。</p> <p>② 上記①により電子データ化した情報と、住基データ及び外国人登録データを基にした成人健康診査及びがん検診の受診対象者のデータ（健康診査・がん検診対象者マスタ）を突合する。</p> <p>③ 上記②により突合した結果の内容を電子及び帳票リストとして作成する。</p> <p>2 ところが、住民基本台帳法の改正に伴う外国人登録制度の廃止（平成24年7月9日）後においては、外国人住民も対象となる住民基本台帳制度に移行されることになり、短期滞在者など住民基本台帳制度に移行されない外国人住民も生じることになる。</p> <p>このため、現行の成人健康診査受診対象者（外国人住民）のうち、住民基本台帳制度に移行されない者が生じ得ることになり、当該住民基本台帳制度に移行されない者が、平成24年7月9日後、既に一斉発送された健診票を利用し、成人健康診査を受診することも想定される。</p> <p>一方、上記「健康診査・がん検診対象者マスタ」では、平成24年7月9日以降1年間は、当該住民基本台帳制度に移行されない者のデータも残存されてしまう。</p> <p>3 そのため、当該住民基本台帳制度に移行されない者が、平成24年7月9日後、成人健康診査を受診した場合、成人健康診査受診の資格の有無を判定することが不可能となり、事務処理に支障を生じることになる。</p> <p>よって、上記1の「健診票一斉発送データ」及び上記1③の「電子及び帳票リスト」と「仮住民票データ（※）」を突合し、当該突合した内容をリスト化することにより、住民基本台帳制度に移行されない成人健康診査受診対象者を適正に把握し、当該対象者に対し、適切な対応を行う必要がある。</p> <p>※ 仮住民票データとは、「外国人登録のデータ」に「平成24年7月9日以降の住民票に移行する者、移行しない者の情報」が付加されたデータをいう。</p> <p>※ 仮住民票とは、現在の外国人登録原票をもとに、住民基本台帳制度への移行後を想定して作成された住民票をいう。</p> <p>平成23年度健診受診者数 31, 147人（国保・後期・生保） 平成22年度健診受診者数 28, 316人（ " ") (参考 平成22年度特定健診受診者数 16, 567人 内、外国人受診者数 729人)</p>

件名 住民基本台帳法の改正に伴う成人健康診査受診者に係る仮住民票情報の

目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	健康推進課
登録業務の名称	仮住民票	登録業務の名称	成人健康診査
登録業務の目的	外国人住民を外国人登録から住民基本台帳へ移行する際に、外国人住民に関する記録の正確性の確保と円滑な移行を図る。	登録業務の目的	成人健康診査の対象者管理
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体
目的外利用を行う理由	住民基本台帳法の改正に伴う外国人登録制度の廃止(平成24年7月9日)後、住民基本台帳制度に移行されない成人健康診査受診者について、仮住民票データにより把握する必要があるため		
目的外利用を行う情報項目	【成人健康診査受診者(住民票に移行しない外国人住民)に係る情報項目】 ① 住民番号 ② カナ氏名 ③ 生年月日		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙、電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成24年7月2日から平成25年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		